

(重要事項説明)

第13条

1. 事業所の内容 訪問看護事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 訪問看護ステーション はぴけあ

所在地 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町大字千代 818-1 スミヨシ住宅 10 号館 302

連絡先 TEL:0744-32-1140 FAX:0744-32-1140

サービス提供実施地域 奈良県全域

2. ステーションの職員体制 (令和 7 年10月1日現在)

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	サービス利用受付 訪問看護計画書の作成 訪問看護サービスの提供	1名		1名
看護師		3名	3名	6名
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				

3. 営業日および営業時間 営業日 月～土曜日 9時～18時

休業日 日曜日・国民の祝日 12月30日～1月3日 希望される方は、24 時間緊急時対応可能(加算料金)です。携帯電話番号は別紙にて説明いたします。

4. 利用料金について

(1)利用料について、介護保険、医療保険からの給付サービスを利用される場合は負担割合証に記載されている割合での負担となります。居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準としています。(ただし、介護保険の給付範囲を越えたサービスは、超えた分の全額を自己負担となります) 90 分を超えた場合は、30 分につき 1,500 円を保険外の自費で請求させていただきます。契約されている方については、外来受診や外出の同行等は自費サービスを設定しております。

(キャンセル料) 利用予定日の直前や訪問後にサービス提供をキャンセルされた場合は、キャンセル料 (1,000 円)を頂きます。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合のキャンセル料は不要です。

(利用料金の支払い方法) 居宅訪問に関して、前月分の請求書を毎月 10 日前後の訪問時に持参いたします。27 日に自動引き落としを致します。入金確認後、領収書を持参いたしますので振り込みにてお支払いください。

南都銀行:田原本支店 合同会社ライフエール 口座番号:2234969

5. 緊急時・事故発生時の対応方法 訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、適切な処置を行うと共に家族、主治医や救急隊、介護支援専門員等へ連絡いたします。

6. 事業所の基本方針とサービス内容について

(1) 訪問看護は看護師等(看護師、理学療法士、作業療法士)が利用者の自宅において 可能な限りその方の有する能力に応じて少しでも自立した日常生活が営まれるよう、療 養上のお世話や診療の補助を行います。

(2) 事業者は利用者の意思を尊重し、心身の状況、療養環境に応じて、主治医の指示と ケアプランをもとに訪問看護計画を立て看護サービスを行います。

(3) 具体的なサービス内容・病状観察・清潔の援助(入浴介助、オムツ交換、口腔ケア等)・褥創(床ずれ)の予防、手当て・排泄の援助 ・ 医療器具、カテーテルなどの管理・リハビリテーション・ターミナルケア(終末期の看護)・エンゼルケア・ ご家族への介護相談、介護指導、健康相談など・その他、主治医からの指示によるもの(点滴、静脈注射など)

7. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 副主任以上の職員が、利用者及びその家族から相談及び苦情を受け付ける。
 - 管理者が、事実関係を調査し再発防止策等について検討する。
 - 日々の申し送り等の機会を利用し、職員に周知徹底を図る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (苦情処理窓口 担当吉井 康記)	所在地 奈良県磯城郡田原本町千代 818-1 スミヨシ住宅 10 号館 302 電話番号 0744-32-1140 FAX 番号 0744-32-1140 受付時間 9:00~17:00
【市町村(保険者)の窓口】 田原本町役場 住民福祉部 長寿介護課	所在地 奈良県磯城郡田原本町 890-1 電話番号 <u>0744-32-2901</u> (直通) FAX 番号 <u>0744-32-2977</u> (直通) 受付時間 8:30~17:15(土日祝及び 12/29~1/3 を除く)

8. 虐待防止について 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための対策を取っています。

(1)虐待防止責任者を選任しています。

(2)苦情解決のための体制を取ります。

(3)研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(4)サービスの提供中に、介護従事者や養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

9. サービスにあたっての留意事項

(1)訪問時に使用した介護用品及び、物品は自費となります。

医療保険・自費で訪問する 場合、近隣の駐車場を使用させていただく際は、駐車場料金を頂きます。

(2)キャンセルについては、ご利用者様がなんらかの理由でサービスの利用を中止される際にはお手数ですが早めにご連絡ください。また、ご利用者様の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合もご連絡下さい。

(3)スマートフォン等の利用の制限 携帯電話その他周辺機器を用いて、看護師等の様子を写真や動画で投稿することはお控え願います。また、看護師等の氏名等の個人情報を、ブログや SNS 上で公開する等の行為は、個人情報やプライバシーを害することとなるためお控え下さい。

(6)ハラスメントの禁止 利用者・家族から看護師等へのいわゆるセクシャルハラスメントや、大声での恫喝、過剰な要求など相手に不安感や恐怖心を与える行為は違法であり、そのようなことが起きないようにご配慮をお願いいたします。サービスの中断や契約を解除させていただく場合もございます。信頼関係を築くためにもご協力お願い致します。

(7)ペットの件について、安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけて頂くか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。職員がペットに噛まれた場合、治療費などのご相談をさせて頂く場合がございます。

(8)感染症及び非常災害時において 感染症のまん延を予防していきませんが、感染症の拡大及び非常災害時によって、当事業所の事業の継続が困難になる場合は、事業継続計画によって必要最小限のサービスへの変更、日程の変更を行う可能性があります。当事業所において事業が存続できない場合は、主治医や介護支援専門員と連携の上、周囲の他の事業所にサービスを依頼する可能性があります。